平成２９年（フ）第７４７号
埼玉県吉川市大字木売新田189番地２
破産者　原田　　極
１　決定年月日　平成30年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１３号
埼玉県川越市大字砂369番地８
破産者　宮田　久男
１　決定年月日　平成30年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第５５号
神奈川県小田原市扇町２丁目７番81号
破産者　髙梨　秀子
１　決定年月日　平成30年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第６８号
神奈川県小田原市酒匂２丁目17番47号　小島アパート６号棟
破産者　松野　美加
１　決定年月日　平成30年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第４号
富山県魚津市本町２丁目１番５号、前住所富山県魚津市大光寺1894番地１
破産者　大西　晶也
１　決定年月日　平成30年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成３０年（フ）第２６号
岐阜市加納高柳町４丁目９番地１
破産者　大西　　裕
１　決定年月日　平成30年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第６６号
静岡県駿東郡長泉町下土狩348番地の２
シャリエ長泉プレシャスコート707号
破産者　森田　素子
１　決定年月日　平成30年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第５７６号
愛知県日進市栄３丁目803番地　エスポワール東山203、従前の住所愛知県日進市栄２丁目1103番地　グローリアスヒルズ日進第２603
破産者　出原　和典
１　決定年月日　平成30年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４００号
名古屋市中村区並木２丁目110番地　ハイツ並木Ⅱ　Ａ―107号
破産者　谷川　祐介
１　決定年月日　平成30年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６３４号
愛知県東海市富木島町東長口55番地の43　上野台総和寮（516号）、従前の住所愛知県大府市長草町東忍場25番地　グローリーしらは102号
破産者　大澤　賢人
１　決定年月日　平成30年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１１９号
名古屋市南区中江２丁目８番18号－１、開始決定時の住所名古屋市南区中江２丁目９番８号　レジデンス中江101号
破産者　北山　悦子
１　決定年月日　平成30年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７７８号
京都府綴喜郡宇治田原町大字郷之口小字中林17番地
破産者　松村　裕貴（旧姓堀口）
１　決定年月日　平成30年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１３０号
神戸市須磨区離宮前町２丁目３番10号、前住所神戸市須磨区前池町４丁目３番22号　１Ｆ
破産者　千縁こと　西谷　清志
１　決定年月日　平成30年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１４５号
神戸市灘区城内通３丁目２番11号　伸和コーポ401号
破産者　カットハウスドイこと　土居　榮治
１　決定年月日　平成30年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１１６号
千葉県船橋市本町２丁目27番23―601号、開始決定時の住所広島市安佐南区西原２丁目32番15―403号
破産者　東野　輝隆
１　決定年月日　平成30年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１４１号
広島市安佐南区高取北１丁目７番５号
破産者　長尾　民子
１　決定年月日　平成30年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３５号
北海道旭川市忠和６条７丁目１番２号　ヒロコーポ102
破産者　野々村和洋
１　決定年月日　平成30年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１７６号
北海道帯広市新町東１丁目３番地
破産者　神田　明敏
１　決定年月日　平成30年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係